

保税制度における 一般的規制について(2) (保税運送等)

平成29年2月
神戸税関 監視部 保税取締部門

(目 次)

- 摘発事例
- 見本の一時的持出について
- 貨物の取扱いについて
- 保税運送について

税関で摘発した密輸事犯(海上貨物)

大型機械内から覚醒剤を摘発

中国から到着した海上貨物から、覚醒剤約39キログラムを摘発しました。覚醒剤は、鉄板曲げ機に隠匿されていました。

(H27.1 東京税関大井出張所 摘発)



テキーラ瓶内から覚醒剤を摘発

メキシコ合衆国から到着した海上貨物から、覚醒剤約171キログラムを摘発しました。覚醒剤はテキーラ瓶(1,026本)に隠匿されていました。

(H27.10 横浜税関 摘発)



税関で摘発した密輸事犯(船舶乗組員)

船舶乗組員から覚醒剤を摘発

貨物船から上陸した乗組員(ナイジェリア人)から覚醒剤5,973グラムを摘発しました。

(H27.12 神戸税関水島税関支署 摘発)



ヨットから覚醒剤等を摘発

那覇港に入港したヨットから覚醒剤約597キログラム、麻薬であるケタミン約631グラム等を摘発しました。

(H28.5 沖縄地区税関 摘発)



税関で摘発した密輸事犯(航空貨物)

金属製タンク内から覚醒剤を摘発

メキシコ合衆国から到着した航空貨物から、覚醒剤約44キログラムを摘発しました。覚醒剤は、金属製タンク内に隠匿されていました。

(H27.3 東京税関成田航空貨物出張所 摘発)



シリアル食品箱内から大麻草を摘発

アメリカ合衆国から到着した航空貨物から、大麻草約442グラムを摘発しました。大麻草は、シリアル食品の紙箱内に隠匿されていました。

(H28.3 大阪税関 摘発)



税関で摘発した密輸事犯(航空旅客)

スーツケースから覚醒剤を摘発

メキシコ合衆国を出発後、ドイツ連邦共和国を經由して中部国際空港に入国したメキシコ人旅客から、覚醒剤約2,875グラムを摘発しました。覚醒剤は、スーツケースに隠匿されていました。

(H28.5 名古屋税関中部空港税関支署 摘発)



缶詰から覚醒剤を摘発

インドを出発後、アラブ首長国連邦を經由して関西国際空港に入国したスペイン人旅客から、覚醒剤約2,442グラムを摘発しました。覚醒剤は、ピスタチオの缶詰内に隠匿されていました。

(H28.6 大阪税関関西空港税関支署 摘発)



税関で摘発した密輸事犯(国際郵便物)

まな板内から大麻樹脂を摘発

アメリカ合衆国から到着した郵便物から大麻樹脂約1キログラムを摘発しました。大麻樹脂は、まな板内に隠匿されていました。

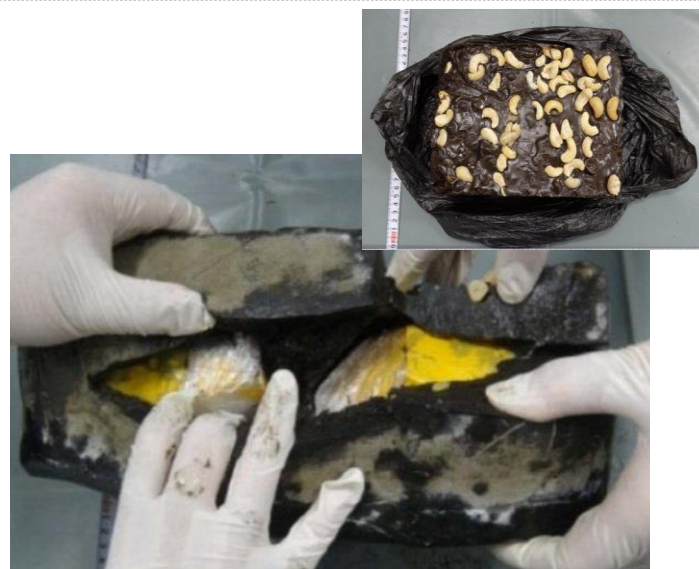
(H27.4 大阪税関大阪外郵出張所 摘発)



ケーキ内から覚醒剤を摘発

中華人民共和国から到着した郵便物から覚醒剤約2キログラムを摘発しました。覚醒剤は、チョコレートケーキ内に隠匿されていました。

(H28.6 大阪税関関西空港税関支署 摘発)



おねがい

こんな貨物があれば、税関へ連絡ください！

- ◎ コンテナシールがない、シール番号が違っている。
- ◎ コンテナに不自然な補修や加工がされている。
- ◎ 同一貨物の中に異なるマークや印を付した貨物がある。
- ◎ 同一貨物にもかかわらず重量にばらつきがある。
- ◎ インボイス等に記載されていない物品がある。
- ◎ 荷主から頻繁に連絡がある、貨物の引き取りを不自然に急ぐ。
- ◎ 荷主と連絡が取れない。

見本の一時持出

(関税法 第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

【ポイント】

- 見本の一時的持出しが認められる外国貨物は、課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。
- 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。
 - ※ 但し、例外として、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要。

見本の一時持出

MHO 見本持出確認登録

ファイル(F) 表示(V)

ご 注 意 ！

システムから配信される民間管理資料を保税台帳として
いる場合、MHO(見本持出確認登録)業務の登録漏れは、
記帳義務違反(記帳漏れ)となります！！

処理区分* (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時 / / - :

貨物の取扱い

(関税法 第40条) ※法第49条により「保税蔵置場」にも準用

第1項

指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、…これら貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。

第2項

前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工 その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

貨物の取扱い

関税法基本通達40-1

(1) 内容点検

開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと

(2) 改装

包装を改める行為

(3) 仕分け

貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること

(4) その他の手入れ

- ・貨物の記号、番号の刷換え
- ・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
- ・原産地虚偽又は誤認表示された貨物について、その表示の抹消・取りはずし作業 等

(5) 見本の展示

注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること

(6) 簡単な加工

単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

(7) その他これらに類するもの

輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること 等

貨物の取扱い

【ポイント】



(整理)貨物の取扱い

	行為の種類	税関への手続き
第1項	内容点検	不 要 (自主管理)
	改 装	
	仕 分 け	
	その他の手入れ	
第2項	見本の展示	必 要 (許 可)
	簡単な加工	
	その他これらに類する行為	

保 税 運 送

(関税法 第63条 第1項)

外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置許可を受けた場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

(関税法 第63条 第4項)

税関長は、第1項の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。

【ポイント】

- 保税運送は、特定の場所相互間を指定された期間内で運送する場合のみ認められる。

保 税 運 送

(関税法 第65条 第1項)

運送の承認を受けて運送された外国貨物はその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。

【参 考】

- 運送先の保税地域に到着し搬入した後は、その外国貨物の関税納付義務は倉主に移転する。

保 税 運 送

【お願い】保税運送貨物の搬入に際して

① 運送承認期間の確認

個数、重量、記号番号などだけでなく保税運送承認書の運送承認期間も確認願います。

② 税関シールが施封されたコンテナについて

シールを切る際には原則、税関が立会いますので税関から連絡があるまでシールを切らないでください。

保税運送

(税関シール)



『JAPANESE CUSTOMS』
と通し番号の刻印あり

おわり

ご清聴ありがとうございました。

